

平成 2 2 年玉村町議会第 1 回定例会会議録第 5 号

平成 2 2 年 3 月 1 6 日（火曜日）

議事日程 第 5 号

平成 2 2 年 3 月 1 6 日（火曜日）午後 2 時開議

- 日程第 1 議案第 2 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
 - 日程第 2 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計予算
 - 日程第 3 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第 4 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度玉村町老人保健特別会計予算
 - 日程第 5 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第 6 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度玉村町介護保険特別会計予算
 - 日程第 7 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
 - 日程第 8 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度玉村町下水道事業特別会計予算
 - 日程第 9 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度玉村町水道事業会計予算
 - 日程第 1 0 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 1 1 閉会中における所管事務調査の申し出
 - 日程第 1 2 議員派遣の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度玉村町老人保健特別会計予算
- 日程第 5 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度玉村町水道事業会計予算

日程第 1 0 開会中における所管事務調査報告

日程第 1 1 閉会中における所管事務調査の申し出

日程第 1 2 議員派遣の申し出

追加日程第 1 議案第 2 8 号 工事請負契約の締結について(上陽小学校校舎及び体育館 耐震補強・
大規模改造工事(建築工事))

追加日程第 2 議案第 2 9 号 工事請負契約の締結について(上陽小学校校舎及び体育館 耐震補強・
大規模改造工事(機械設備工事))

追加日程第 3 特別委員会の設置及び委員の選任について

追加 2 日程第 1 閉会中の継続審査の申し出

出席議員（15人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	13番	浅見 武志 君
14番	石川 眞男 君	15番	三友 美恵子 君
16番	宇津木 治宣 君		

欠席議員（1人）

12番	高橋 茂樹 君
-----	---------

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総務課長	小林 秀行 君
税 務 課 長	阿佐美 恒治 君	健康福祉課長	松本 恭明 君
子ども育成課長	新井 敬茂 君	住 民 課 長	佐藤 千尋 君
生活環境安全課長	重田 正典 君	経済産業課長	高井 弘仁 君
都市建設課長	横堀 徳寿 君	上下水道課長	太田 巧 君
会計管理者兼会計課長	新井 淳一 君	学校教育課長	川端 洋一 君
生涯学習課長	加藤 喜代孝 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	大島 俊秀	議事調査係長	石関 清貴
局長補佐兼庶務係長	小板橋 保	主 査	関根 聡子

○開 議

午後 2 時開議

議長（宇津木治宣君） ご苦労さまです。高橋茂樹議員については、本日一身上の都合のため欠席との届け出がありました。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○日程の追加について

議長（宇津木治宣君） 本日は追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました 2 議案と特別委員会の設置及び委員の選任についてが提出されました。本日 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、2 議案と特別委員会の設置及び委員の選任について日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第 1 議案第 2 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

議長（宇津木治宣君） 日程第 1、議案第 2 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

島田榮一経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 島田榮一君登壇〕

経済建設常任委員長（島田榮一君） 経済建設常任委員長の島田榮一でございます。委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託されました事件に対しまして報告いたします。

事件の番号であります。議案第 2 号でございます。件名につきましては、玉村町企業立地の促進

等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定でございます。議決の結果でございますが、原案可決。理由につきましては、内容は妥当なものとするということでございます。

委員会に入る前に、趣旨説明を都市建設課長から説明を求めました。説明につきましてちょっと朗読を試みたいと思います。

本条例は、新たに東部工業団地に進出する企業及び既存企業のうち、製造業に限定した企業に対し、緑地面積率等の緩和措置を行うものです。群馬県内においては、10市町村が同様の条例制定を行っています。

通常の緑地面積率等は、工場立地法の準則で公表されており、緑地面積率20%、環境施設面積率25%という基準になっています。緑地も環境施設面積率に含まれるため、緑地が20%あれば、残りの5%はほかに屋外運動場・透水性のある駐車場・噴水などを設置することによって、カバーできるということです。本条例で規定する緩和措置は、緑地面積率を10%、環境施設面積率を15%に定めるものです。

玉村町は、国に対して基本計画の変更申請をし、平成21年12月22日付で同意されました。この内容は、重点的に工場立地を推進、または推進を図るべき地域として重点促進区域を指定するもので、玉村町では東部工業団地が該当しています。生産性が高い工場をより多く誘致できれば、地場雇用の創出にもつながってきますので、新たに進出する企業に対して優遇措置を設けることが、本条例の目的の一つであります。

現在、東部工業団地内に製造業の企業は9社ありますが、既存敷地内で生産施設を広げる場合、緑地面積率、環境施設面積率等の制限をなくさない限り、施設を拡張することができません。その結果、企業流出につながるおそれが出てきます。誘致をするだけでなく、優良企業、地場に根差した企業を手放さないことも企業誘致の一つの指針であり、そのような事態を防ぐためにも緑地面積率等を緩和し、その中で対応が図れるという2つの目的により条例を制定したいと考えます。

企業立地促進法第10条の中に、重点促進区域の基準が定められており、「甲」「乙」「丙」の区域設定があります。玉村町は、緑地面積率100分の10以上、環境施設面積率100分の15以上である「乙」設定となっています。東部工業団地は、既存部分・拡張部分を含めて工業専用地域ですので、「乙」に該当する部分と「丙」に該当する部分がありますが、「丙」は緑地面積が1%以上なので、ほとんど緑地がないということになってしまいます。エコが叫ばれている中で、時代に逆行しているととらえられてしまいますので、環境に配慮するという意味合いも踏まえて、「乙」区域に設定させていただきました。もともとの指針は周辺環境に配慮することです。企業経営者にもその意を酌んでいただき、緑地を設定していただければと考えます。

委員からは活発な質疑が出されました。以下、後でござらんになっていただきたいと思いますが、その後討論がされまして、本議案は表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第 2 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

-
- 日程第 2 議案第 16 号 平成 22 年度玉村町一般会計予算
 - 日程第 3 議案第 17 号 平成 22 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第 4 議案第 18 号 平成 22 年度玉村町老人保健特別会計予算
 - 日程第 5 議案第 19 号 平成 22 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第 6 議案第 20 号 平成 22 年度玉村町介護保険特別会計予算
 - 日程第 7 議案第 21 号 平成 22 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
 - 日程第 8 議案第 22 号 平成 22 年度玉村町下水道事業特別会計予算
 - 日程第 9 議案第 23 号 平成 22 年度玉村町水道事業会計予算

議長（宇津木治宣君） 次に、予算特別委員会に付託となっておりました日程第 2、議案第 16 号 平成 22 年度玉村町一般会計予算から日程第 9、議案第 23 号 平成 22 年度玉村町水道事業会計予算の 8 議案を一括して議題といたします。

これより予算特別委員長の審査報告を求めます。

石川眞男予算特別委員長。

〔「休憩」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後２時１１分休憩

午後２時１１分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

〔予算特別委員長 石川眞男君登壇〕

予算特別委員長（石川眞男君） それでは、委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査結果、下記のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

事件番号、議案第１６号 平成２２年度玉村町一般会計予算、議決の結果、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第１７号 平成２２年度玉村町国民健康保険特別会計予算、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第１８号 平成２２年度玉村町老人保健特別会計予算、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第１９号 平成２２年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第２０号 平成２２年度玉村町介護保険特別会計予算、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第２１号 平成２２年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第２２号 平成２２年度玉村町下水道事業特別会計予算、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第２３号 平成２２年度玉村町水道事業会計予算、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

以上、報告といたします。

議長（宇津木治宣君） 以上で予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

最初に、日程第２、議案第１６号 平成２２年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第3、議案第17号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第4、議案第18号 平成22年度玉村町老人保健特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第5、議案第19号 平成22年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第6、議案第20号 平成22年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第7、議案第21号 平成22年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第8、議案第22号 平成22年度玉村町下水道事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第9、議案第23号 平成22年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第16号 平成22年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午後2時16分休憩

午後2時18分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 町田議員、反対討論でしょうか。

〔「はい」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） 平成22年度玉村町一般会計予算案に対する反対討論を行います。

次の理由によって平成22年度玉村町一般会計予算案に反対をします。

理由の1つ、3年先を見据えた施策がほとんど予算化されていない。第4次玉村町総合計画は平成22年度で終わり、第5次玉村町総合計画はいまだ策定されておりません。したがって、玉村町の将来を見通した総合計画に基づく3カ年の実施計画、平成22年度から24年度が策定されていないため、3年先を見据えた施策は予算化されていないものと思います。特に平成23年度には、高崎・

玉村スマートインターが完成をする予定であるのに、その周辺の開発やアクセス道路等について何らの手も打っていないということでございます。私が主張していましたように、3年前に第5次玉村町総合計画を策定していれば、このようなことは起こらなかったと、そのように思っております。

2つ目の理由、平成22年度施政方針と予算案とに一貫性がない。すなわち基本施策の重点の一つであります経済対策による活力あるまちづくり、このように基本施策の重点として1つ挙げておりますけれども、予算案を見るに平成21年度予算の継続事業あるいは国、県からの補助事業が主体でありまして、玉村町の特徴を考えた独自の新規事業に乏しく、平成21年度予算とほとんど変わらない。予算額としては、3,000万円ほどプラスになっております。これでは、経済対策による活力あるまちづくりは到底望めないと思います。来年の今ごろには、経済対策による活力あるまちづくりができたかどうか明らかになると思います。楽しみにしております。

3つ目の理由です。小中学校広島体験研修事業は、次の理由によって予算案から削除すべきであると思います。1つは、本事業は差別教育です。各小中学校からわずかに2名ずつ参加すると。義務教育の公平、平等の原則、機会均等の原則に反すると思います。

2つ目、本事業は平和教育という美名に隠れた思想教育、偏向教育のおそれがあります。義務教育の思想中立の原則に反するおそれがあります。

3つ目、平和教育の必要性については理解できますが、他により効果的な方法がたくさん考えると、そのように思います。その方法についての検討が不十分であります。

以上の理由によりまして、平成22年度玉村町一般会計予算案に対しまして反対をいたします。終わります。

議長（宇津木治宣君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

3番原幹雄議員。

〔3番原幹雄君登壇〕

3番（原幹雄君） 3番原幹雄でございます。平成22年度玉村町一般会計予算案について、これより賛成の討論を行います。

予算案について検討すべき事項はたくさんあるかと思いますが、次の3点について申し上げます。

まず最初は、予算案の性格でございます。積極型か非積極型かということでございますが、まず表面的な予算総額は99億1,500万円と、21年度の当初予算比で見ますと2.6%の減となっております。ただ、21年度の特種要因を考えますと、例えば学校建設やふるさと融資等の特種要因が10億円ございました。約10億円強でございますが、それと今年度の特種要因としますと、子ども手当これが8億円程度あるかと思いますが、それらの予算をおのおの今年度、前年度から比較しますと、大体90億円程度ということで、予算案としますとほとんど変わらないというふうに感じております。したがって、昨年度経済対策等もございまして、かなり積極型の予算であったということを考えますと、今年度もこれも積極型の予算であろうというふう考えられます。

それと、必要な事業が盛り込まれているかどうかという観点で次に考えてみますと、まず例えば町民を守る取り組みとして、県内町村初の消費生活センターを立ち上げるようになっております。また、エコ対策としては、太陽光発電システムへの助成事業、そして経済対策としては、前年度、21年度に引き続きまして、プレミアム商品券の発行や中小企業等緊急支援事業が計上されており、また介護問題等では老人福祉施設等の開設助成なども計上されております。また、町発展に必要な不可欠な道路等の整備事業についても計上されており、必要と思われる事業は計上されていると判断できます。

また、町長が目指しております協働のまちづくりを発展するために協働推進センターが設立されることとなっております、その効果を期待するものであります。

最後に、全体的な印象といたしますが、ですが、町税収入の落ち込みが見込まれる中、新しい新規の事業をうまくちりばめながら、臨時の財政対策債への依存が大き過ぎる嫌いはありますが、歳入面にも配慮し、全体的に見ますと過度に町債や財政調整基金等からの繰入金に頼ることなく編成されたバランスのとれた予算案であるという評価ができます。

なお、予算の真価はその執行にあります。その執行に当たり、その事業の目的を十分に認識し、最大の効果が出るように執行に当たっていただくことを要望し、賛成の討論といたします。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものであります。

異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第17号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第18号 平成22年度玉村町老人保健特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第19号 平成22年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第20号 平成22年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第21号 平成22年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第22号 平成22年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を、反対ですね。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） 平成22年度下水道事業特別会計予算案に対する反対討論を行います。

平成22年度玉村町下水道特別会計予算は、総額12億1,021万1,000円で、前年度対比6.8%の伸びであります。このままの状態を続けていくと、完成するまでに約20年かかると、こういうことになりました。

昨年の6月の定例会で、私は次のような一般質問をいたしました。群馬県の2007年度末の汚水処理人口普及率は68.5%、全国で37位という状況で、全国平均の83.7%を大きく下回っていると。このために県は2017年度と同普及率の目標を90%と定め、補助を今後5年間継続して市町村の事業推進を促すこととなった。玉村町と同普及率は66.2%で、県の平均よりも低いと。県の施策を最大限に活用して下水道整備を強力に推進されたいと、こういう質問でありました。これに対しまして答弁は、23年度に下水道整備中期計画、仮称なのですけれども、そういうものを策定して、普及率の向上を図りたいと、こういうことでありましたけれどもですよ、平成22年度の予算額、前年度対比6.8%の伸びでは、県の意向を無視していると同じようなものだと思いますね。

少なくとも県の目標をクリアする程度のスピードで計算をすると、この今年度の伸びの2倍ぐらい、

それぐらいの予算額で下水道を推進すべきであると、整備を推進すべきであると、このように考えております。余りにも予算額は少ないと、こういうことで増額を求めます。

終わります。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論はありませんか。

次に、賛成の方の討論、賛成ですか。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君登壇〕

5番（齊藤嘉和君） 賛成討論申し上げます。

下水道事業計画は、計画にのっとりまして進めており、現計画はそれは少ないという議論も一方ではありますけれども、また順調にこれからも予算を投入して、また新年度計画の終了に伴いまして、続く23年度からは新たなまた下水道整備計画を進める、そういうことにおきまして順調に私はこれからも下水道整備は進める、また進められていくものと思ひまして、賛成をいたします。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。

異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第23号 平成22年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○日程第 10 開会中における所管事務調査報告

議長（宇津木治宣君） 日程第 10、各委員長から、開会中における所管事務調査報告が議会会議規則第 77 条の規定により議長に提出されました。

報告書は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第 11 閉会中における所管事務調査の申し出

議長（宇津木治宣君） 日程第 11、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、議会会議規則第 73 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

日程第 12 議員派遣の申し出

議長（宇津木治宣君） 日程第 12、議員派遣の申し出について議題といたします。

会議規則第 121 条の規定により議員の派遣については、お手元にお配りした議員派遣の申し出のとおりであります。

お諮りいたします。

議員派遣の申出書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認め、議員派遣申出書のとおり議員を派遣することに決しました。

○追加日程第 1 議案第 28 号 工事請負契約の締結について（上陽小学校校舎及び体育館 耐震補強・大規模改造工事（建築工事））

○追加日程第 2 議案第 29 号 工事請負契約の締結について（上陽小学校校舎及び体育館 耐震補強・大規模改造工事（機械設備工事））

議長（宇津木治宣君） 追加日程第 1、議案第 28 号 工事請負契約の締結について（上陽小学

校校舎及び体育館 耐震補強・大規模改造工事(建築工事))についてから追加日程第 2、議案第 29 号
工事請負契約の締結について(上陽小学校校舎及び体育館 耐震補強・大規模改造工事(機械設備
工事))について、までの 2 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第 1、議案第 28 号から追加日程第 2、議案第 29 号までの 2 議案を一括議題と
いたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 議案第 28 号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

上陽小学校校舎及び体育館 耐震補強・大規模改造工事、これは建築工事でございます、につつま
しては、条件つき一般競争入札を行ったところ、8 業者の参加申し込みがあり、3 月 2 日に入札執行
をいたしました結果、玉村町大字福島 4 5 番地の 2、田中建設株式会社玉村支店取締役玉村支店長小
林多恵夫が、消費税込み 3 億 7, 5 9 0 万円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又
は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、上陽小学校の校舎及び体育館が旧耐震基準により設計されており、耐震診断調査
を実施した結果、耐震補強が必要な施設と判定され、また竣工以来 3 0 年以上が経過しており、施設
の老朽化が著しいことから実施するものでございます。

議案第 29 号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

上陽小学校校舎及び体育館 耐震補強・大規模改造工事、これは機械設備工事でございます、につ
きましては、条件つき一般競争入札を行ったところ、8 業者の参加申し込みがあり、3 月 2 日に入札
執行をいたしました結果、玉村町大字樋越 1 2 4 番地の 3、五常工業株式会社代表取締役原丈一が、
消費税込み 1 億 6 0 5 万円で落札をいたしました。

つきましては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又
は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、議案第 28 号の建築工事に関連して実施するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 提案説明を終了いたします。

追加日程第 1、議案第 28 号 工事請負契約の締結について(上陽小学校校舎及び体育館 耐震補
強・大規模改造工事(建築工事))について、これより本案に対する質疑を求めます。

11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 条件つき入札ということで応募なされた方が、応札ですね、なされた方が8名おるといような、8件ですか、あるということでございますけれども、その条件の内容について説明の中では過去実績に基づく能力、その条件が1個入っているということでございますけれども、それだけの条件でということですが、前回のこのような事業については地域限定というものがあったように私は記憶しておりますけれども、その地域限定というものは今回なかったのかどうか、その辺についてお伺いします。

議長（宇津木治宣君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 建築工事につきましては、中に項目のこの入札に参加する者に必要な資格の中の11番目に、中部県民局管内に本店を有しているものであること、こういう条件が入っております。

議長（宇津木治宣君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） これは入札制度というのには指名入札、一般入札とかいろいろ入札制度がございますけれども、これは当然一般入札ということで入札価格一番下がったところへ応札したところが落札というふうな判断でよろしいわけですね。

議長（宇津木治宣君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 平成21年度につきましては、最低制限価格は設けておりませんので、一番下の価格が落札価格と、そういうことになりました。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） この上陽小学校の体育館と耐震のを見ても、何か数字を見てマジックみたいな、はっきり言って申しわけないけれども、97%なんてこんなあり得ないのですよ、実際。もう普通で見て、だれが見たって1億185万円で1億160万円だの、何だか知らないけれども、こんなちょっと悪いけれども、もうだれが見たってわかるとおり、97%、96%、何だか知らないけれども、競艇の選手が一緒になってスタートラインから出てゴールへ入ったようなあれで、はっきり言って大差ないというやつですよ、1億からのもので。これはどうも金額が、悪いけれども、どこか漏れているのではないかと。中には実際90%切って88%出てきたっておかしくないのだよ、これ。どう見たって、だれが見たってそうなのだけれども、よく中部県民局、中部県民局って言うけれども、だからこの金額になってしまうので、インターネットで公開してみろよ、初めびしっと。それ

で日本全国がどのぐらいの金額でやっているかというのを見て、およそ、それでやらないといつになってもみんなの血税が、何が何だか知らないけれども、食べ物にされてしまって、こっちが仕事を知らないからみんな持っていかれてしまったような、こういう感じしてかなわないのだけれども、その点はどうなのですか。

議長（宇津木治宣君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 予定価格は事前公表ですので、入札する業者についてはわかっているのです。それなので、こういう数字が出てくると思います。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） その予定価格ね、今わかっているというのですけれども、やはりそれはいろんな材料だとかそういうのはちょっと私もわかるので、決めて指定とかそういうのがしてあるのですかね、全部。鉄にしたって正直な話、今日本国内で求める鉄と中国から買う鉄では値段が半分以下違うのですよ。そういう点がどういうものかということもやっぱり町の役場の中で建設課としてはやはりそれだけの製品が見られるだけの能力がある人を置かないと、何かこのマジックにかかってしまって、最終的にでき上がればコンクリ塗ってしまって中は全然見えないから、はっきり言ってね。そんなような状態になってしまうのではないかと、それが心配でね、だから耐震だなんていうのでやっているのだけれども、私もこの耐震ははっきり言って、私はもっとでかいのやりました。東京都の高速道路、あれの支柱ですよ。正直な話、こっちのことを言ってもしょうがないのだけれども、機械がなくて外国から機械を持ってきてやった工事なのですけれども、はっきり言って出た業者は全部一流企業、鹿島だ、清水だ、大成だとやりましたけれども、そのときもこんな数字はなかったような気がするので申し上げたので、できればこの辺だんだん、だんだん話してもしょうがないので、いま少し中身をちょっと勉強してもらって、お金のかかることだからね。やっぱりその辺はやらしてもらわないと、そうでなくも自律で銭がないのだから、少しでも支出を減らして収入が減ることを考えるのは、出を抑えるということだから、その辺をひとつ検討して、ただ仕事でやっているのだからいいのだ、どこがどうしたらいいのではなく、自分の財布からお金が出ていくことを考えてやっていただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 要望でいいですか、要望。

1番（笠原則孝君） いいですよ。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第2、議案第29号 工事請負契約の締結について(上陽小学校校舎及び体育館 耐震補強・大規模改造工事(機械設備工事))について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○追加日程第3 特別委員会の設置及び委員の選任について

議長（宇津木治宣君） 追加日程第3、特別委員会の設置及び委員の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、総合運動公園の移転などの処理場に関する諸問題について、議会内に県央水質浄

化センターに関わる特別委員会を設置し、これに付託の上、調査研究を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、玉村町議会委員会条例第5条第1項の規定により、県央水質浄化センターに関わる特別委員会を設置し、これに付託の上、処理場にかかわる諸問題について調査研究を行うことに決しました。

ただいま設置されました県央水質浄化センターに関わる特別委員会の委員の選任については、議長を除く15名の委員を選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、県央水質浄化センターに関わる特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長を除く15名の委員を選任することに決定いたしました。

議長（宇津木治宣君） 暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後3時10分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 休憩中に、県央水質浄化センターに関わる特別委員会が開催されました。正副委員長の互選の結果を報告いたします。

玉村町議会委員会条例第7条第2項の規定による互選の結果、県央水質浄化センターに関わる特別委員会委員長に三友美恵子委員、副委員長に石川眞男委員が互選されましたので、報告をいたします。

議長（宇津木治宣君） 暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時12分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

○追加2日程第1 閉会中の継続審査の申し出

議長（宇津木治宣君） 追加2日程第1、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

県央水質浄化センターに関わる特別委員会の委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所掌事務に係る審査・調査が終了するまで、閉会中も活動できるよう閉会中の継続審査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中における所掌事務調査に係る審査・調査に付することに決定いたしました。

○字句等整理委任について

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理は議長に委任することに決しました。

○町長あいさつ

議長（宇津木治宣君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 平成22年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は3月3日に開会されまして、本日までの14日間、議員の皆様方には平成22年度一般会計当初予算をはじめ、追加議案を含む29議案につきまして慎重にご審議をいただき、すべて原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

施政方針の中で述べましたとおり、平成22年度の基本施策であります「健康とスポーツのまちづくり」、「子どもからお年寄りに温かい福祉のまちづくり」、「経済対策による活力のあるまちづくり」、「あんしん安全なまちづくり」、「町民一人ひとりが主役の協働のまちづくり」の5つを柱として、町民の皆様に住んでよかった町、玉村町になるよう全力を挙げて仕事を進めたいと思っております。予算執行に当たりましてこの方針を十分踏まえながら、慎重を期すとともに、議員各位から賜りましたご意見等につきましても十分これを尊重し、町政の運営に全力を尽くしてまいります。

また、本定例会におきまして、13人の議員各位から一般質問があったわけですが、今議会で賜りましたご意見、提言につきましても十分尊重させていただき、さらなる町勢の発展を目指し、努力してまいりたいと存じますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

なお、3月31日をもちまして、小林秀行総務課長、阿佐美恒治税務課長、太田巧上下水道課長、川端洋一学校教育課長、新井敬茂子ども育成課長、加藤喜代孝生涯学習課長の6名が退職されることになりました。いずれも町民福祉の向上のため懸命に努力され、職員の模範となって町政発展のために大変ご尽力をいただいた方ばかりであります。長年にわたるご功績、ご努力に対しまして深く感謝を申し上げます。

6名の課長の方には、今後とも本町発展のため、折に触れてご指導、ご協力をいただきますよう心からお願いを申し上げます。どうかこれからもなお一層のご多幸、ご健勝でありますよう心からお祈りいたしまして、意を尽くせませんが、はなむけの言葉といたします。

最後になりましたが、これから年度末、そして年度初めという多忙の時期を迎えるわけですが、議員の皆様方には健康に十分に留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○退職6課長あいさつ

議長（宇津木治宣君）次に、今定例会を最後に職場を去られます6名の課長より発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、小林秀行総務課長。

〔総務課長 小林秀行君登壇〕

総務課長（小林秀行君）今議会開催中、議員の皆様から多くの慰労の言葉をいただきました。また、ただいま町長のほうからも慰労の言葉をいただき、大変ありがとうございました。この3月をもって6名の課長が退職いたします。例年にない状況でございます。

私は、昭和54年に入職いたしました。31年間勤めさせていただきました。当時の町の人口は1万6,000人台でございました。町には信号が1つしかありませんでした。現在の下新田の7丁目の交差点に信号が1つあっただけでございました。夜の7時ぐらいになりますと真っ暗で、人の気配がしないと、そういうような玉村町でございました。それから思いますと、現在は人口は3万8,000人弱ということで、2倍以上ふえまして、町はこの30年の間に大きく発展したと、そういうふうには、大変ラッキーであったと、こういうふうと考えております。いろいろな業務を担当させていただきました。大変勉強になり、自分自身も成長できたと考えております。ともに仕事に携わった職員仲間に支えられ、また議員の皆様には多方面からご指導受けまして、非常に大変なこともありましたが、

非常に楽しく仕事のできたことに対して感謝を申し上げたいと思います。

町の議会も昨年選挙がありまして、新しい体制になりました。来年度からは町の課長も約半分がかわりますので、皆様におかれましては心機一転まちづくりに励んでいただきたいと思います。住み続ける町の発展と、町長はじめ職員、議員の皆様のご活躍をお祈り申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（宇津木治宣君） 次に、阿佐美恒治税務課長。

〔税務課長 阿佐美恒治君登壇〕

税務課長（阿佐美恒治君） 以前は、この場所で企業会計等は補足説明をさせていただきました。大変懐かしくも思いますし、緊張もしております。それでは、議長のお計らいによりましてお許しをいただきましたので、お礼のごあいさつを申し上げます。

私は、昭和47年入職以来38年の星霜を経たわけでございますが、その間世の中の情勢は社会的にも経済的にも大変大きく変化をいたしました。玉村町におきまして、今までかつて経験したことのないような速さで大きく発展をしたわけでございます。このことに立ち会わせていただけたことが、私の一番の幸せでございます。

また、課長職といたしましては、皆様方の3期分に当たる年月を1カ所平均2年間で6カ所務めさせていただきました。初めて議会に出席させていただいたときには、この議会のルールといったものも一向に存じませんで、一々皆様方にご指導いただいて務めさせていただいた次第でございます。

私の信条といたしましては、どんな困難に遭っても確固たる信念を持って、完全なこの融和を持つ力はなかなかなことでは壊れないということでございます。そのことを固く信じて務めてまいりましたけれども、何ひとつ実績を上げられなかったこと、本当に恥ずかしい限りでございます。

これからは、「張り過ぎず、さりとしてたるみ過ぎず、ちょうどいいあんばいが一番いい」という相田みつをの言葉でございます。もうそのスタンスで部落に帰って地域のコミュニティーづくりに参加できればというふうに考えておるところでございます。

本来お近づきの皆様方に一々おいとまごいに伺うべきところでございますけれども、その機会がなかったということで、今回このような席を設けていただきました。本当にありがとうございます。

終わりに、皆様方お一人お一人のこれからの発言が今以上にすばらしい玉村町を築く発言になりますことをご祈念をいたします。あわせて私が課長としての地位が保てましたことは、ここにいらっしゃいます方々のご厚情のたまものであると改めて感謝を申し上げまして、お礼とお別れのあいさつにさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（宇津木治宣君） 次に、太田巧上下水道課長。

〔上下水道課長 太田 巧君登壇〕

上下水道課長（太田 巧君） ご指名いただきました上下水道課長の太田であります。議長からのご指名も本日が最後かと思いと、本当に何か寂しい思いもいたしております。

私、昭和45年11月1日入職以来今日まで39年と5カ月の奉職だったでしょうか、本日を迎えられるのも本当に皆様方の温かいご指導、ご支援のたまものであります。本当に厚くお礼を申し上げる次第であります。

特に平成10年でしょうか、4月から課長職を拝命いたしました。当時スポーツ振興課長でありました。以来12年間でしょうかね、特に定例会等におきましては、一般質問等も多くご質問いただきまして、本当にありがとうございました。なかなかご質問者の意に沿う答弁といいましょうかね、できなかったと思いますが、どうぞ本日に免じましてお許しをいただければと思っております。

約40年間大変長きにわたりまして本日を迎え、大過なくと言いたいところなのですが、大過1件ありましたですね。これは今から六、七年ぐらい前だったでしょうか、平成15年のあの花火大会だったのですね。打ち上げというふうなことで、本当に各方面からあの当時は大分おしかりをいただきましたわけなのですが、今考えてみますると、落雷等の事故がなくてよかったかなと、そんなふうにも反省しきりでありますのですが、そんなふうなことで自己の評価をしてみると、さきのオリンピックではありませんが、種目ではありませんが、メダルにはどうも手が届かなかったのですが、第5位入賞を果たせたかな、そんなふうな自己評価もいたしております。

いずれにいたしましても、以後におきましては本当に玉村町の限りない発展を見守りつつ、自身の健康管理にも努めてまいりたいと思っております。どうぞ皆様方におかれましては、健康には十分ご留意をいただきまして、ますますご活躍をいただけますようご祈念を申し上げまして、本当に言葉整いませんで恐縮であります。一言お礼のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（宇津木治宣君） 次に、川端洋一学校教育課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長（川端洋一君） 学校教育課長の川端でございます。議長のお許しをいただきましたので、退職に当たりましてのごあいさつをさせていただきます。

私は、昭和47年4月に入職しまして38年間勤めさせていただきました。入職当時の玉村町の人口でございますが、1万3,200人ほどございました。その後町を見ますと、玉村ゴルフ場、それから県央流域下水道、あかぎ国体、そしてこの庁舎の建設等、目覚ましい発展を経て今日の玉村町があるというふうに認識しております。

私が初めて議会を体験したのは、平成7年ですか、財団法人の玉村町文化振興財団事務局長のときでございました。文化振興財団といたしますと、財団法人ですので出向の身分でございましたが、当時の議長のいきな計らいで、この議場に出席することを許可していただきました。当然質問や答弁もありませんでしたが、この議場の雰囲気全体を感じて、いろいろなことを勉強させていただきました。それが今日の糧となっております。

それから、私の中で心に残る仕事でございますが、それは30代の係長のときのことでございます。

当時私、社会教育を担当しておりました。社会教育はやってもそれまで、やらなくてもそれまでというようなことを言われておりました。決まった仕事は当然ございましたが、取り組みば無限に仕事はありました。そこで私が取り組んだ一つに、町に古くから伝わるお祭り、これすべてのお祭りを写真に記録をしまっていました。その当時の資料は、その後いろいろ活用していただきましたこと大変ありがたく思っております。

それから、佐波郡の広域計画にのっておりました図書館、それから郷土歴史資料館、この建設計画が広域計画にのっておりましたが、いつになっても建設されない状況でございました。折に芸術文化活動をしている人たちの中から文化ホールが欲しい、ギャラリーが欲しいというような要望がありまして、ぜひその建設を促進したいなという思いで、教育長の諮問機関としまして総合芸術文化施設の研究委員会を立ち上げました。その研究委員会の中では生涯学習、文化財、図書、文化ホールの4部会を編成して、それぞれ各部会が研究を重ね、成果を上げてきました。答申が出る間近に私は異動となりましたが、その後の答申書を見せていただき、大変うれしくなった思いがあります。残念ながらできた施設は、研究した皆さんの思いと少し変わっていました。でも、できてしまった施設は有効に活用し、運営することが大事だと思っております。

社会教育は人づくりであります。よい仕事をするにはたくさん人が必要だというふうに私は考えております。以上、私ごとを述べさせていただきました。

最後に、議員皆様のみすますのご活躍、それから町の発展を祈念申し上げ、言葉整いませんが、退職に当たってのごあいさつとさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。

議長（宇津木治宣君） 次に、新井敬茂子ども育成課長。

〔子ども育成課長 新井敬茂君発言〕

子ども育成課長（新井敬茂君） 子ども育成課長の新井であります。2年早くこの場に立つことになりました。議長の許可をいただきましたので、ごあいさつをさせていただきます。

私役場に勤め35年の節目の年を迎えました。今日まで特に課長職としまして10年間、初めに農業共済課長として2年間伊勢崎市に赴任いたしました。農業共済課では、麦の品質補償に関する災害収入共済方式、これを導入させていただきました。

次に、住民課に移りまして、住基カードの導入に当たり、当時多くの議員さんから一般質問をいただきました。住民課から議会事務局に異動となり、議員の皆さんの補佐役として約5年間、この間議員さんからの一般質問は当然ありませんでした。

なお、この5年間で多くの貴重な経験をさせていただきました。今思い出すに、皆さんとともに会議原則、委員会条例、会議規則ですか、それら根本的なことについて勉強したのが懐かしく、よき思い出として私の記憶の中にあります。また、このことにつきましては、今回当選されましたお二人の議員さんにつきましても、資料ということで事務局のほうからお渡しされておるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

子ども育成課では、児童館への指定管理者制度導入の議案では全会一致ではありませんでしたが、議決いただきまして、大変ありがとうございました。また、今回の一般質問では、長年の懸案事項でありましたファミリーサポートセンターの設立について、最後の答弁の機会をいただきました。ご質問されました議員さんには感謝を申し上げます。懸案でありましたファミリーサポートセンター、これも何とか設立のめどが立ち、職場を離れることができます。ファミリーサポートセンターについては、私も会員養成の講習会を受講し、試験がなかったものですから、無事修了証書を手にすることができました。まかせて会員としての登録を済ませたところであります。今後は、子育て支援を行う団体の運営に機会があるならばお手伝いしたいと考えております。

最後になりますが、今日まで定例会のたびに「新井課長、体調はどうですか」とご心配をいただきました。多くの議員さんから温かいお言葉をいただきました。おかげさまでもちまして、昨年3月定例会よりは随分元気な姿になったのではないかなというふうに考えております。これからは、体調と相談しながら第二の人生を歩みたいと考えております。議員並びに執行の皆様にはますますご健勝にてご活躍されますことをご祈念申し上げます、最後のあいさつとさせていただきます。長い間どうもありがとうございました。

議長（宇津木治宣君） 次に、加藤喜代孝生涯学習課長。

〔生涯学習課長 加藤喜代孝君登壇〕

生涯学習課長（加藤喜代孝君） このたび貴重なお時間と、それからこのような機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。私は、この3月31日で新井課長よりも2年多く、4年ほど早いのですが、退職をいたします。

私が入職したのは昭和48年8月でした。36年と9カ月お世話になりました。私が入職した当時、玉村町の人口は1万3,000人ぐらい、約3,000世帯ぐらいだったと思います。大変のどかだったかなというような思い出があります。

私が勤めている中で特に思い出深いことというのは、昭和56年の流域下水道の建設問題、このとき賛否両論ありまして、大変生々しい光景が目には浮かびます。それと58年の国体ですね。このときは玉村町の住民が一体となって協力して成功したかなというような思い出があります。それともう一つが、平成3年の都市計画の線引き。当時平成4年だったかな、1年で1,000件ぐらいの農地転用等が行われまして、大変忙しい思いをしたというような思い出が頭の中に浮かんできます。

このような長い間勤められましたのもひとえに議員の皆様、それから先輩、同僚、後輩、それと私の周りの方々のご支援、ご厚情のたまものと思ひまして、大変感謝しているところでございます。本当にありがとうございました。これからは、退職後妻と一緒に計画していましたそのような生き方をしていきたいなと思っております。

最後になりましたけれども、皆様のますますのご健勝とご多幸、玉村町のさらなる発展をお祈りいたしまして、あいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長あいさつ

議長（宇津木治宣君） 平成22年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は3月3日に開会し本日まで、平成22年度の一般会計予算や特別会計予算等、新年度予算関係、そして年度の締めくくりとなる補正予算、また関係する諸案件の審議が行われました。

さらに、多くの議員からの一般質問、また予算特別委員会での慎重審査をはじめ、活発な議会・委員会活動が会期中に行われました。

これもひとえに議員各位はもとより、貫井町長をはじめとする執行部幹部職員の努力によるものとお礼を申し上げます。

なお、町長におかれましては、審議の際に出された意見や要望を町民の声として十分尊重され、今後の行政に活かされますことを強くお願いを申し上げます。

100年に1度と言われる経済不況の影響により、当町においても税収が相当の減額になる見込みで、今後とも厳しい財政運営が強いられるものと思われまます。我々議員は、住民の代表として職の重さを十分認識し、町民の負託にこたえる責任の度合いが増しております。今後とも研さん・努力を積み重ねられますようお願いするものであります。

先ほどこの3月をもって退職をされます6名の課長よりごあいさつがありましたが、小林秀行、阿佐美恒治、太田巧、川端洋一、新井敬茂、加藤喜代孝6課長には、それぞれ40余年の長きにわたり、玉村町役場の模範職員として、また幹部職員としてもそれぞれ職務遂行を通し多くの分野で実績を残されました。また、次世代の玉村町役場を支える若き部下たちの育成に当たられました。長い間本当にご苦労さまでした。

今後は第二の人生を歩まれるわけですが、これまでの行政マンとしての豊かな経験を生かし、地域住民のリーダーとして、また玉村町発展のため、種々ご提言いただけますようお願いを申し上げます。

○閉 会

議長（宇津木治宣君） 結びに当たり、大変厳しい行政運営ですが、この新年度が玉村町並びにご臨席の皆様にとって実り多く、よりよい年になりますようお願いしつつ、平成22年玉村町議会第1回定例会閉会に当たってのごあいさつといたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時42分閉会